

↓ 当案内および過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medienc.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年7月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0731第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)が改正され、令和7年8月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査				
19	エムポックスウイルス核酸検出	700	微生物 (150)	*

[注]

*：(40) エムポックスウイルス核酸検出は、エムポックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムポックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。

